

団体介護保険のご案内

〔傷害補償(MS&AD型)特約・介護一時金支払特約・親介護一時金支払特約セット団体総合生活補償保険〕

介護は誰にでも起こりうる
問題です。

この機会に介護への備えに
ついて考えてみませんか？



お申込みは
かんたんです！

加入申込票に必要事項を記入いただき、フルネームで
ご署名のうえ兵庫県学校厚生会までご提出ください。

保険期間(ご契約期間)

2024年3月1日午後4時から1年間

加入・変更申込締切日

2024年2月16日(金)

2024年3月1日以降の
中途加入の場合

毎月末までに兵庫県学校厚生会で受付した加入申込票は、翌月1日
から補償が開始され、2025年3月1日午後4時までとなります。

加入申込票提出先

一般財団法人 兵庫県学校厚生会

保険料払込方法

月払(申込月の3か月後から引取り開始)

重要な事項が記載されていますので、満期日まで保管してください。

一般財団法人 兵庫県学校厚生会

お問い合わせは
お気軽にどうぞ！

【取扱代理店】

一般財団法人兵庫県学校厚生会

〒650-0012 神戸市中央区北長狭通4-7-3 4

TEL : 078-331-9317

【引受保険会社】

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

神戸支店 企業営業課

〒650-0037 神戸市中央区明石町1 9

兵庫県学校厚生会の「団体介護保険」なら、ご本人の介護補償と親の介護補償を得ることができます！

- 1 団体割引30%※を適用しているため、個人でご加入されるよりも割安な保険料となっています。**

※傷害死亡・後遺障害保険金の保険料は、割引率37%（団体割引30%と大口契約割引10%を連乗により算出）を適用しています。
- 2 ご加入にあたっては医師の診査は不要です！**

※親介護一時金については、被保険者ご本人による代理告知で加入できるため、親と離れて暮らしている場合などに手間がかかりません。
- 3 親介護一時金は、親が補償対象！**

被保険者ご本人またはその配偶者の親（同居・別居は問いません）からお選びいただいた方を補償の対象とすることができます。
- 4 公的介護保険制度の要介護認定を受けた場合は、要介護「2」以上で一時金が受け取れ、ご自宅の改修費用、介護用品購入費用、有料老人ホームの入居一時金などに充当できます！**



要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約(介護一時金支払特約用) セット

要介護「2」とは、軽度の介護を必要とする状態をいいます。

- ・食事や排泄に何らかの介助が必要
- ・立ち上がりや歩行などに何らかの支えが必要 など

■ 補償内容...安心の備えを準備できます

(注) 補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。



介護一時金補償

<介護一時金>

介護一時金をお支払い

- ・介護一時金支払特約セット
- ・要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約(介護一時金支払特約用) セット

被保険者ご本人が要介護状態(※)となり、その状態が90日を超えて継続した場合に、介護一時金をお支払いします。

- ご加入にあたっては、医師による診査は不要です。健康状態告知書質問事項に被保険者ご本人がご回答ください。



親介護一時金補償

<親介護一時金>

親介護一時金をお支払い

- ・親介護一時金支払特約セット
- ・要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約(介護一時金支払特約用) セット

被保険者ご本人またはその配偶者の親が要介護状態(※)となり、その状態が90日を超えて継続した場合に、親介護一時金をお支払いします。

- ご加入にあたっては、医師による診査は不要です。健康状態告知書質問事項に被保険者ご本人が親の健康状態を確認し、その内容を代理してご回答ください。

ケガによる **死亡・後遺障害**



<傷害死亡・後遺障害保険金>

傷害死亡・後遺障害保険金をお支払い

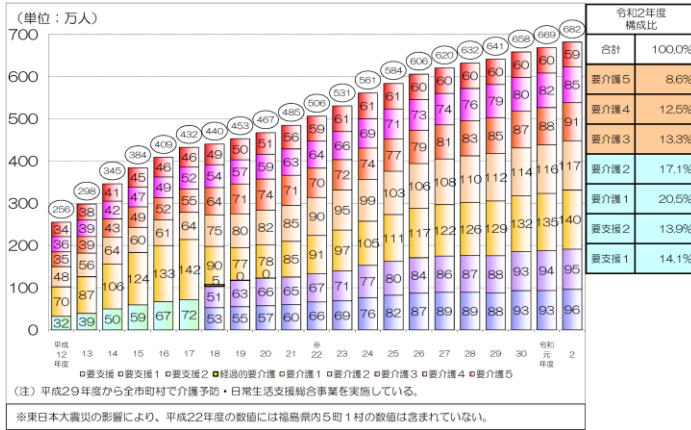
事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡または約款所定の後遺障害が発生したときにお支払いします。

- 傷害後遺障害保険金は後遺障害の程度により傷害死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。

※傷害死亡保険金と傷害後遺障害保険金は重複してお支払いしますが、保険期間を通じ合算して傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。

(※) ・公的介護保険制度の認定を受けていない場合
寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態をいいます。
・公的介護保険制度の認定を受けた場合
要介護「2」以上の状態をいいます。

公的介護保険制度の要介護(要支援)認定者数は年々増加傾向にあります。
〔令和2年3月末現在：669万人⇒令和3年3月末現在：682万人〕



初期段階で必要となる費用例	
住宅改修費(※)	
福祉用具の購入費等(※)	
介護者の交通費、宿泊費(遠方の場合)	など

(※) 公的介護保険制度により自己負担額は1割から3割
(注) 上記以外に個別の事情によりその他の費用が必要となる場合があります。



**介護初期段階にかかる自己負担額は
平均7万4千円**

(注) 公的介護保険の高額介護サービス費制度が適用されるケースについては、自己負担の上限額が適用されることがあります。

＜出典：生命保険文化センター
令和3年度「生命保険に関する全国実態調査」より＞

＜出典：厚生労働省 令和2年度 介護保険事業状況報告より＞

■ご加入セットと保険料 : 払込方法 月払(12回)

基本補償



セット名	A
傷害死亡・後遺障害保険金額	10万円
月払保険料	10円

※基本補償の保険料は、団体割引30%、大口契約割引10%を適用しています。

※傷害後遺障害保険金は、後遺障害の程度により傷害死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。

本人介護補償

※介護一時金支払特約
要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約
(介護一時金支払特約用) セット
プランチャイス期間90日

プラン	本人介護一時金額	本人介護一時金額		
		100万円	300万円	500万円
セット名		1	2	3
月払保険料 2024年3月1日時点の 被保険者(ご本人)の 満年齢令	20~24才	10円	20円	30円
	25~29才	10円	20円	30円
	30~34才	10円	20円	30円
	35~39才	10円	20円	30円
	40~44才	10円	20円	30円
	45~49才	10円	40円	70円
	50~54才	30円	100円	160円
	55~59才	80円	230円	390円
	60~64才	170円	520円	870円
	65~69才	410円	1,240円	2,060円
	70~74才	930円	2,790円	4,660円
	75~79才	2,070円	6,210円	10,340円
80~84才	5,230円	15,700円	26,160円	

※本人介護補償に、新規加入される被保険者(ご本人)の年令は、2024年3月1日時点、満20才以上満84才以下の方となります。
※本人介護補償、親介護補償の保険料は、団体割引30%を適用しています。
※85才~89才の保険料は、兵庫県学校厚生会までお問い合わせください。

親介護補償

※親介護一時金支払特約
要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約
(介護一時金支払特約用) セット
プランチャイス期間90日

プラン	親介護一時金額	親介護一時金額		
		100万円	300万円	500万円
セット名		イ	ロ	ハ
月払保険料(1名あたり) 2024年3月1日時点の 特約被保険者(親)の 満年齢令	40~44才	10円	20円	30円
	45~49才	10円	40円	70円
	50~54才	30円	100円	160円
	55~59才	80円	230円	390円
	60~64才	170円	520円	870円
	65~69才	410円	1,240円	2,060円
	70~74才	930円	2,790円	4,660円
	75~79才	2,070円	6,210円	10,340円
	80~84才	5,230円	15,700円	26,160円

※親介護補償の特約被保険者は、基本補償の被保険者本人またはその配偶者の親からお選びいただいた方となります。
※親介護補償に複数の親が加入される場合は、親の保険金額は同額(同一セット名)となりますが、保険料は親それぞれの年令によって異なります。
※親介護補償に、新規加入される特約被保険者の年令は2024年3月1日時点、満40才以上満84才以下の方となります。

保険料計算例

- 被保険者ご本人が基本補償「A」および本人介護補償「1」に加入、被保険者ご本人の親が親介護補償「イ」に加入
 - 被保険者ご本人の年令：2024年3月1日時点 満41才
 - 親の年令：2024年3月1日時点
被保険者の父親 満70才、被保険者の母親 満65才
- 【加入セット名】「A1イ」 (基本補償：A) + 「本人介護補償：1」 + 「親介護補償：イ」
【月払保険料】 「1,360円」 (10円 + 10円 + 930円 + 410円)
(基本補償保険料 + 本人介護補償保険料 + 父親の親介護補償保険料 + 母親の親介護補償保険料)

※ご加入のセット名は、基本補償セット名とご選択いただいた本人介護補償および親介護補償のセット名(またはそのいずれか)により決まります。本人介護補償、親介護補償は単独ではご加入いただけませんのでご注意ください。

ご加入できる方(補償の対象となる方) ■ご家族の方もご加入いただけます ■

申込人(加入者)

兵庫県学校厚生会の会員ご本人

兵庫県下の公立学校の教職員(現職会員)、退職者(退職会員)、その他これに準ずる方ご本人とご家族

基本補償・本人介護の被保険者(補償の対象となる方)ご本人

- ①兵庫県学校厚生会の会員ご本人
- ②会員の配偶者^(※1)、子ども、両親、兄弟姉妹
- ③会員と同居している上記②以外の親族^(※2)

■対象となる被保険者ご本人の年齢■

2024年3月1日時点、満20才以上満84才以下の方が新規加入できます。 ※契約は1年更新で、最長89才まで補償を継続することができます。

(※1) 配偶者とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。

(※2) 親族とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

親介護補償の特約被保険者(親介護一時金の被保険者)

左記「基本補償の被保険者ご本人」またはその配偶者の親のうち、加入時に指定した方となります。

■補償対象となる親の年齢■

2024年3月1日時点、満40才以上満84才以下の方が新規加入できます。

※契約は1年更新で、最長89才まで補償を継続することができます。

ご加入にあたり

継続加入の場合

変更等お申し出がない場合には、前年度と同一セット・内容にて「自動継続」扱とさせていただきますので「加入申込票」のご提出は不要です。

新規加入・変更・脱退する場合

「加入申込票」に必要な事項または変更後の内容を記入しご署名のうえ、2024年2月16日(金)までに兵庫県学校厚生会にご提出ください。保険期間中の変更等については、兵庫県学校厚生会へお問合わせください。

2024年3月1日以降の中途加入

毎月末までに兵庫県学校厚生会で受付した加入申込票は、翌月1日から補償が開始します。(補償期間は申込月の翌月1日午後4時から2025年3月1日午後4時までとなります。)

保険料払込方法

月払:「現職会員の方は給与」から、「退職会員の方はご指定の口座」から引去ります。(申込月の3か月後から引去りとなります。)

例

5月	6月	7月	8月
申し込み: 毎月末日締切	補償開始: 1日から	—	保険料引去り(第1回目)

≪自動継続について≫

ご加入内容の変更または継続しない旨のお申し出のない限り、ご継続時の被保険者ご本人または親介護一時金支払特約の特約被保険者の年齢が満89才まで保険契約の満了する日と同一内容(※)で継続加入のお取扱いをいたします。この場合、継続後の保険料は、継続日現在の被保険者などの年齢および保険料率によって計算されます。

(※) 傷害死亡保険金受取人は法定相続人となります。傷害死亡保険金受取人を指定される場合は、ご加入内容の変更となり、改めてお手続きが必要です。この場合、被保険者の同意確認のために書類の提出をお願いすることがあります。

(ご注意) 保険金請求事故が多発した場合などについて、ご継続を中止させていただくことがあります。

税法上の取扱い(2023年10月現在)

払い込んでいただいた保険料のうち、所定の金額については、税法上の生命保険料控除(介護医療保険料控除)の対象となります。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

※上記「税法上の取扱い」は、今後の税制改正により変更となる場合がありますので、ご注意ください。

始期前発病について

保険期間の開始時(注)より前に要介護状態の原因となる事由が発生していた場合は、保険金をお支払いできません。

※上記の取扱いは、「ご契約時に正しく告知して契約された場合」または「ご契約時に自覚症状がない原因による要介護状態であっても、その原因が保険期間の開始時(注)よりも前に発生した場合」であっても適用されますのでご注意ください。ただし、要介護状態開始日が保険期間の開始時(注)からその日を含めて365日を経過した後の場合には、保険金をお支払いできることがあります。

(注) 継続契約の場合は継続されてきた最初の保険契約の保険期間の開始時となります。

その他のご注意

健康状態告知書質問事項の回答内容や加入申込票記載事項(年齢・他保険加入状況・保険金請求履歴)等により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

<サービスのご案内>

団体介護保険

に加入された被保険者(補償の対象となる方)は、以下のサービスをご利用いただけます。

生活安心サポート

- 健康・医療ご相談(健康・医療のご相談/病院情報のご提供/夜間休日医療機関情報のご提供)
- ホームヘルパーサポート(ホームヘルパー業者のご紹介)
- 暮らしのトラブル(法律)・税務ご相談(法律のご相談/税務のご相談)

●親介護補償を選択された被保険者(補償の対象となる方)は、左記に加え以下のサービスをご利用いただけます。

健康安心サポート

- 健康検診サービス(人間ドック施設のご紹介/PET検診施設のご紹介/在宅検診のご紹介)
- 健康・医療ご相談(健康・医療のご相談/病院情報のご提供/夜間休日医療機関情報のご提供)
- 介護安心サービス(介護安心相談/介護に関する業者・施設情報のご提供/認知症TESTER(テスター))
- メンタルご相談(メンタルヘルスのご相談)
- 暮らしのトラブル(法律)・税務ご相談(法律のご相談/税務のご相談)

医療カウンセリングサービス

- セカンドオピニオンのご相談(セカンドオピニオンのご相談に専門医が電話でアドバイス)
- 面談専門医のご紹介(がんや高血圧など、専門性の高い疾患の治療について、面談できる専門医をご紹介)
- 「がん」粒子線治療のご相談(「がん」粒子線治療のご相談に専門スタッフが電話でアドバイス)

介護一時金・親介護一時金補償について

引受保険会社が保険金をお支払いした場合は、継続時に必ず補償内容の見直しが必要となりますので、ご注意ください。

健康状態告知について

保険契約者または被保険者の故意または重大な過失により、回答がなかった場合や、回答内容が事実と異なっている場合には、保険期間の開始時(注)から1年以内であれば、ご契約を解除することがあります。

また、保険期間の開始時(注)から1年を経過していても、回答がなかった事実、または回答内容と異なる事実に基づく保険金支払事由が保険期間の開始時(注)から1年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。

(注) 継続契約の場合は継続されてきた最初の保険契約の保険期間の開始時となります。

健康状態告知について

健康状態告知書の質問事項については、必ず被保険者ご本人(加入申込票の被保険者欄に記載された方をいいます。)がご回答ください。なお、親介護一時金支払特約に関しては、被保険者ご本人が特約被保険者を代理してご回答ください。

他の保険契約等の有無について

危険に関する重要な事項の告知事項として加入申込票に記入していただきます。正しく記入していただけなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。

※サービスをご利用いただける方は被保険者(補償の対象となる方)となります。ただし、親介護一時金支払特約をセットされた場合、介護安心サービスについては被保険者および親介護一時金支払特約の特約被保険者となります。/※保険金請求にかかわる事故等のご相談は対象となりません。また、緊急の場合やご相談内容によってはサービスをご利用できない場合があります。/※サービス内容によりご利用日・ご利用時間が異なります。/※サービスは、事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。/※サービスは、あいおいニッセイ同和損保が委託している提携サービス会社をご提供します。/※上記はサービスの概要を記載したものです。サービス内容の詳細およびご利用方法については、ご加入後に交付される加入者証または「団体総合生活補償保険サービスガイド」でご確認ください。

■このパンフレットは概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明 注意喚起情報のご説明」をご覧ください。詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。

■この保険は一般財団法人兵庫県学校厚生会を被保険者として、兵庫県下の公立学校の教職員(現職会員)、退職者(退職会員)、その他これに準ずる方を加入者とする団体総合生活補償保険の団体契約です。

■団体総合生活補償保険「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」、保険証券は被保険者(一般財団法人兵庫県学校厚生会)に交付されます。

2024年3月1日始期

特に重要なお知らせ

ご加入の際には、必ずご覧ください。

- ご契約内容等に関する事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しております。
- ご加入前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

団体介護保険

〔傷害補償（MS&AD型）特約・介護一時金支払特約・
親介護一時金支払特約セット団体総合生活補償保険〕

◆加入申込票記入要領	P 5
◆健康状態告知についてのご案内	P 6
◆健康状態告知書質問事項、回答欄記入例	P 7、8
◆お支払いする保険金および費用保険金のご説明	P 9～P 11
◆重要事項のご説明	P12～P 16

一般財団法人 兵庫県学校厚生会

団体介護保険 「加入申込票」 記入要領

※当加入申込票は、記入例用のものであり、配布されたものと内容が異なる場合があります。

「加入申込票」に必要事項をご記入いただき、ご署名（フルネーム）のうえご提出ください。

※加入申込票の記載事項(生年月日・(特約)被保険者の満年齢・健康状態の告知・その他の告知事項等)等に、お間違いがないかご確認ください。

●記入内容を訂正される場合は、**二重線で抹消しフルネーム署名で訂正いただき、正しい内容をご記入ください。**

・氏名をカナ欄にカタカナでご記入のうえ、漢字欄に申込人ご自身でご署名(フルネーム)ください。
 ・社員番号、所属コードをご記入ください。

・基本セット欄にご加入のセット名をご記入ください。
 【セット名の確認】
 基本補償+本人介護補償+親介護補償のセット名を左から順にご記入ください。
 本人介護補償または親介護補償いずれか一方にご加入の場合のセット名は2桁となります。
 (「A+1~3」または「A+イ~ハ」のいずれか)
 ・口数欄には1口をご記入ください。

加入申込票に記入された日をご記入ください。

被保険者(補償の対象となる方)について下記項目をご記入ください。
 ・氏名(カナ・漢字)
 ・生年月日(和暦)
 ・年齢(2024年3月1日時点の満年齢)
 ・性別

特約被保険者(親)について下記項目をご記入ください。
 ・氏名(カナ)
 ・生年月日(和暦)
 ・年齢(2024年3月1日時点の満年齢)
 ・続柄

同種の危険を補償する他の保険契約等(被保険者が同一であり、タフ・ケガの保険、団体総合生活補償保険の身体のケガに対して保険金が支払われる他の保険契約等をいい、積立保険を含みます。)がある場合は、その内容をご記入のうえ、「あり」に○をしてください。
 (注)他の保険会社等における契約を含み、団体契約、生命保険契約、共済契約を含みます。
 ご記入のない場合、「なし」と回答したこととなります。

団体総合生活補償保険加入申込票 兼 被保険者明細書 兼 健康状態告知書(MS&AD型・個給型)

保険契約者(団体名) 一般財団法人 兵庫県学校厚生会

加入申込日 6年2月5日

申込人(加入者) カナ ミホン タロウ 漢字 見本 太郎 年齢 44 性別 男

加入セット 表 1

特約被保険者(親) カナ ミホン 知ウ 漢字 見本 太郎 年齢 71 性別 女

特約被保険者(親) カナ ミホン 伊吹 漢字 見本 太郎 年齢 71 性別 女

特約被保険者(親) カナ ミホン ハコ 漢字 見本 太郎 年齢 66 性別 女

親介護補償の告知

＜代理告知について＞

- 親介護補償の特約被保険者(親)の健康状態を確認していただき、その内容を特約被保険者(親)に代わって告知欄にご回答ください。
- 質問事項に『いいえ』とお答えの場合のみ、ご加入いただけます。

保険期間の開始時より前に発生した原因による要介護状態については、保険金をお支払いできません。
 回答にあたっては、必ず「特約被保険者(親)」となる方に健康状態に関する質問事項と「健康状態告知についてのご案内」に記載された事項をご確認いただきますようお願いいたします。

- 告知者ご署名欄に**被保険者ご本人(加入申込票の「被保険者ご本人」欄に記載された方をいいます。)**がフルネームで署名し、告知日をご記入ください。

本人介護補償の告知

被保険者(補償の対象となる方)の健康状態について、告知欄にご記入ください。

- 告知者ご署名欄に**被保険者ご自身がフルネームで署名し、告知日をご記入**ください。
- 質問事項に『いいえ』とお答えの場合のみご加入いただけます。

《セット名記入例》

●本人介護補償および親介護補償の両方にご加入される場合のセット名は『3桁』になります。(下記の順にご記入ください。)

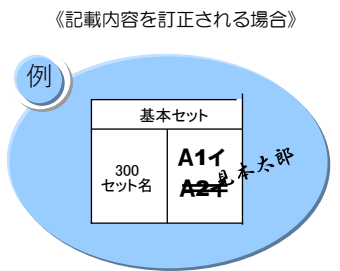
(例)

A 基本補償セット名
 1 本人介護補償セット名
 イ 親介護補償セット名

基本セット
 セット名 A1イ
 口数 1

※本人介護補償または親介護補償のいずれか一方にご加入の場合のセット名は『2桁』になります。(「A+1~3」または「A+イ~ハ」のいずれか)

*基本補償に単独ではご加入いただけません。

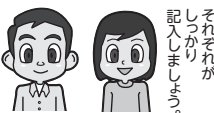


告知の内容が正しくないと、ご契約が解除され保険金をお支払いできない場合があります。以下の説明をすべてご確認・ご理解のうえ正しい告知をお願いします。なお、被保険者ご本人とは、加入申込票兼被保険者明細書の被保険者ご本人欄に記入された方をいいます。

※本紙はお客さまご自身で確認するための帳票です。ご提出の必要はありません。あおいニッセイ同和損害保険株式会社
※「加入申込票兼被保険者明細書の写し」と「健康状態告知についてのご案内」(本紙)、「重要事項のご説明」はお客さまの控えとなりますので、大切に保管してください。
団体総合生活補償保険

1 告知の重要性

健康状態告知は公平な保険契約の引受判断のための重要な事項ですから、必ず被保険者ご本人が、「事実を」「ありのまま」「もれなく」お答えください。
親介護一時金または親の介護による休業補償に加入する場合の健康状態告知の回答にあたっては、必ず特約被保険者・介護対象者となる方に健康状態に関する質問事項と「健康状態告知についてのご案内」に記載された事項をすべて説明し、回答内容をそのまま記入ください。
●親介護一時金は特約被保険者となる方に、被保険者ご本人が代理して回答する旨を了解いただき、特約被保険者の健康状態を回答してください。
●親の介護による休業補償は被保険者ご本人が、介護対象者の健康状態を確認し、回答してください。(注)告知時における被保険者ご本人の年齢が満15才未満の場合には、その親権者の方がお答えください。



それぞれがしっかりと記入しましょう。

2 正しく告知しなかった場合の取扱い

告知する事項は別紙「健康状態告知書質問事項」に記載しています。もし、故意または重大な過失によって、これらについて事実を告知しなかったり、事実と異なることを告知した場合、告知を受領した保険契約の保険期間の開始時(補償の開始時)※から1年以内であれば、引受保険会社は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。
保険期間の開始時から1年を経過していても、告知のなかった事実、または告知の内容と異なる事実に基づく保険金支払事由が保険期間の開始時から1年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。また、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合、保険期間の開始時からの経過期間に関係なく保険契約を「詐欺による取消し」とすることがあります。(注)継続契約の場合は、継続されてきた最初の保険期間の開始時となります。



正しく告知しないと、保険金を受け取れない場合もあるんだね。

告知義務違反によりご契約が解除された場合
『詐欺による取消し』となった場合
○ 解除後の補償はなくなり、たとえ保険金支払事由が発生していても保険金をお支払いすることはできません。
※ただし、「解除前に発生した保険金支払事由」と「解除の原因となった事実」との因果関係がない場合には、保険金をお支払いすることがあります。
○ 保険期間の開始時期から補償がなくなるため、たとえ保険金支払事由が発生していても保険金をお支払いすることはできません。
○ 既に払い込んだ保険料は返還できません。

3 書面によるご回答のお願い

質問事項へのご回答は、保険会社の引受判断上、重要な事項のため、取扱代理店への口頭によるご回答ではなく、書面にてご回答くださいますようお願いいたします。
※健康状態告知書質問事項回答欄は加入申込票兼被保険者明細書の一部となっています。取扱代理店は保険契約の告知受領権を有していますが、取扱代理店に口頭でご回答されても告知をしたことになりませんのでご注意ください。



加入申込票の回答欄へ記入してください。

4 傷病歴等を告知した場合の取扱い

引受保険会社では、ご加入者間の公平性を保つため、お客さまのお身体の状態すなわち保険金等のお支払いが発生するリスクに応じた引受対応を行っています。
ご回答の内容によっては、保険契約をお引き受けできない場合があります。



告知したら契約はこなるの？

5 告知内容を確認させていただく場合があります。

お申込み後または保険金請求の際、告知内容について確認させていただく場合があります。



告知内容を確認させていただきます。

6 お客さまによるご契約内容の確認について

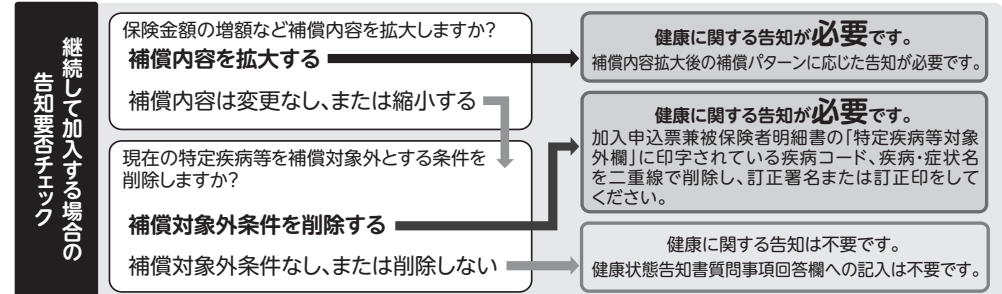
ご加入後、加入内容について記載した「加入者証」または「加入申込票の写し」で告知内容に誤りがないかのご確認をお願いします。
※万一、告知内容が事実と異なる場合には、ただちに取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。



加入後の確認も大切なね。

7 健康に関する告知が必要な方

健康状態告知書質問事項回答欄に回答いただく必要のある方は、以下のいずれかに該当する方です。
●今回新たに加入する方 ●継続して加入する際に、補償内容を拡大する契約条件の変更(注)を行う方
(注)健康に関する告知の対象となる補償項目について、新たな補償を追加する場合、保険金額を増額する場合、保険金支払対象期間を延長する場合、特定疾病等を補償対象外とする条件を削除する場合などが該当します。



新たに加入する方、補償内容を拡大する契約条件の変更を行う方のいずれにおいても、ご加入の補償パターンに応じて告知をいただきますようお願いいたします。告知をいただく質問は以下のとおりです。(注)疾病補償、所得補償、医療費用補償をいいます。

Table with 7 columns: パターン, 疾病補償(注), がん補償, 本人介護一時金, 質問1, 質問2, 質問3. Rows 1-8 show different notification requirements.

○: 告知必要
×: 告知不要



しっかりと確認して、告知ください。

※「親介護一時金」「親介護休業補償」に新たに加入する方、継続して加入する際に、補償内容を拡大する契約条件の変更を行う方は、別途、親介護一時金・親介護休業補償の告知をいただく必要があります。
※継続して加入する方で今回補償内容を拡大する契約条件の変更を行う場合は、補償内容拡大後の補償パターンに応じた告知が必要です。

8 再告知の取扱い

令和5年9月30日以前始期の契約から加入いただいているお客さまは、特定疾病等を補償対象外とする条件で加入されている場合があります。補償対象外となる病気・症状については、「令和5年9月30日以前始期契約に加入された方で、「特定疾病等対象外欄」にコード等の記載がある方へ、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご確認ください。
継続時には、あらためて現在の健康状態等に応じた告知(再告知)をしていただくことができます。なお、保険期間の途中で特定疾病等を補償対象外とする条件の削除・変更を行うことはできません。再告知を行う場合、告知の結果によって以下いずれかのお取扱いとなります。

Table with 2 columns: 再告知の結果、お引き受けできる場合 / 再告知の結果、お引き受けできない場合. Describes outcomes of re-notification.

9 その他の注意事項

被保険者ご本人が正しく告知をした場合でも、加入初年度契約の保険期間の開始時より前にケガ、病気または要介護状態の原因となった事由が生じた場合は、引受保険会社は保険金をお支払いできません(ご加入後365日を経過した場合は保険金をお支払いすることができます)。
加入申込み時点では健康だったが、その後保険期間の開始時より前に発病と診断され、保険期間の開始時より後にその病気によって入院したケース
そのほかにも、「重要事項のご説明」には、ご加入に際して特に確認いただきたいことを記載しています。お申込みの前に必ずお読みください。

健康状態告知書質問事項、回答欄記入例

団体総合生活補償保険

疾病補償、がん補償、所得補償、医療費用補償、本人介護一時金、親介護一時金、親介護休業補償のいずれかに新たにお申し込みいただく方、および継続して加入する場合で保険金額の増額など補償内容を拡大する契約条件の変更を伴う方は、下記の質問事項につきご回答ください。

ご注意

- 健康状態告知書質問事項回答欄に記入する前に、別紙「健康状態告知についてのご案内」を必ずお読みください。また、ご加入される補償パターンに応じてご回答ください。
- ご回答の内容によっては、保険契約をお引き受けできない場合があります。あらかじめご了承ください。
- ご回答の内容にかかわらず、加入初年度契約の保険期間の開始日より前に原因が発生した病気やケガ、要介護状態については、保険金をお支払いできません(ご加入後365日を経過した場合は保険金をお支払いできることがあります)。
- 継続して加入する場合で、補償内容を拡大する契約条件の変更がない方は、健康状態告知書質問事項回答欄への記入は不要です。

疾病補償 がん補償 所得補償 医療費用補償 にご加入の方

●被保険者ご本人がご回答ください。なお、下表に記載があるケガや病気については告知不要です。

告知対象外となるケガ・病気一覧

●ケガ(ただし、以下については、病気として告知対象となります) ●正常分娩

脊椎の捻挫・骨折、腰痛、腰部捻挫、椎間板ヘルニア、変形性脊椎症、むちうち症、脊椎症、腰椎症、頸椎症、脊柱管狭窄症、椎間板障害、腰椎分離・すべり症、脊椎分離・すべり症、突発性腰痛症(ギックリ腰)、半月板損傷、ばね指(手指屈筋腱鞘炎)、骨関節炎、関節内障、変形性関節症、頭部外傷後遺症、脳挫傷

<質問1> 疾病補償 所得補償 医療費用補償 にご加入の方

*疾病に関する補償が、「がん補償」のみの方は回答不要です。質問2の①をご回答ください。

●次のいずれかに該当しますか。

- 告知日(ご記入日)現在、病気のため入院しているか、入院・手術・再検査等*をすすめられている。
- 告知日(ご記入日)より過去2年以内に病気で、継続して14日以上の入院をしたことがある。

*再検査等とは、医師から病気による入院・手術のために受検の指示を受けたものをいい、精密検査等を含みます。なお、健康診断や人間ドックにおける「要再検査」等の結果は含みません。

「手術」には、内視鏡・腹腔鏡・レーザー・カテーテル・超音波・衝撃波によるものなどを含みます。なお、入院の有無は問いません。

「医師」には歯科医師を含み、柔道整復師・指圧師・鍼灸師を含みません(以下の質問も同様です)。

いいえ

<質問2> 疾病補償 がん補償(①のみ) 所得補償 医療費用補償 にご加入の方

*疾病に関する補償が、「がん補償」のみの方は①についてのみご回答ください。

●告知日(ご記入日)より過去2年以内に以下のいずれかの病気と医師に診断されたり、医師による検査*・治療(投薬を含みます)を受けたことがある、または受けるように指導されたことがありますか。

- 「がん」、「上皮内がん」
- 「糖尿病」、「高血糖症」、「耐糖能異常」
- 「精神の病気(アルコール・薬物依存を含みます)」

*検査結果が異常な場合は「いいえ」となります。ただし、検査の結果が判明していない場合や経過観察中の場合は「はい」となります。

「医師による治療」には注射、手術、放射線治療、心理療法、食事療法などを含みます。なお、市販のビタミン剤の服用など、病気の治療ではなく健康増進のための行為は含みません。

③について、具体的には、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF99に規定されたものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によります。

いいえ

「疾病補償」「がん補償」「所得補償」「医療費用補償」をお引き受けします。

「疾病補償」「がん補償」「所得補償」「医療費用補償」をお引き受けできませんので「はい」承ってください。

本人介護一時金 親介護一時金 親介護休業補償 にご加入の方

- 本人介護一時金は、被保険者ご本人がご回答ください。
- 親介護一時金は、特約被保険者となる方に被保険者ご本人が代理して回答する旨を了解いただき、被保険者ご本人が特約被保険者の健康状態を回答してください。また、親介護休業補償は、被保険者ご本人が介護対象者の健康状態を確認し回答してください。

<質問3> 本人介護一時金 にご加入の方

<質問> 親介護一時金 親介護休業補償 にご加入の方

*病気・症状名が判明しない場合は、病気・症状名が判明するまではお引き受けできません。

●次のいずれかに該当しますか。

- 歩行、寝返り、立ち上がり、入浴、排せつ、食事および衣類の着脱のいずれかの行為の際に、他人の介護が必要である。
- 公的介護保険制度において要介護認定申請をしたことがある。
- 告知日(ご記入日)より過去2年以内に、医師により、下表の「病名・症状一覧」記載の病気や症状と診断されたことがある。

①は、告知日(ご記入日)現在の状態をご回答ください。また、「他人の介護が必要である」とは、何らかのかたちで他人の力を借りている状態をいいます。

②の「要介護認定申請をしたことがある」とは、過去に要介護認定の申請を行った結果、非該当となった場合を含みます。

「本人介護一時金」「親介護一時金」「親介護休業補償」をお引き受けできませんので「はい」承ってください。

いいえ

「本人介護一時金」「親介護一時金」「親介護休業補償」をお引き受けします。

病名・症状一覧	
脳血管系	●脳卒中(脳出血、くも膜下出血、脳梗塞(脳血栓、脳塞栓、脳軟化)等) ●脳虚血発作(一過性脳虚血発作(TIA)、可逆性虚血性神経障害(RIND)等) ●眼底出血(網膜出血、硝子体出血、網膜中心静脈閉塞症等)をいい、外傷性を除きます) ●脳動脈瘤 ●脳動脈静脈奇形
肝臓系	●肝硬変 ●肝不全 ●慢性肝炎 ●B型肝炎* ●C型肝炎* ●ウイルスキャリア(感染者)を含みます。
筋・骨格系	●後遺症のある骨折(上肢の骨折を除きます) ●骨髄炎 ●骨粗しょう症 ●脊柱管狭窄症 ●変形関節症
悪性新生物	●悪性新生物(がん、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫をいい、上皮内新生物は除きます) ●脳腫瘍
心臓系	●虚血性心疾患(狭心症、心筋梗塞、冠不全等) ●不整脈(心室細動、心房細動、心室頻拍、期外収縮等)をいい、治療や経過観察を必要としない不整脈を除きます) ●心臓弁膜症(僧帽弁狭窄症、僧帽弁閉鎖不全症、大動脈弁狭窄症、大動脈弁閉鎖不全症等) ●心内膜炎 ●心肥大(心室肥大等) ●心不全 ●心筋症 ●動脈瘤
呼吸器系	●肺塞栓症(肺梗塞等) ●肺線維症 ●慢性閉塞性肺疾患(COPD)(肺気腫、慢性気管支炎) ●塵肺(珪肺症、アスベスト肺症等) ●気管支喘息(終診した小児喘息を除きます)
腎臓系	●慢性腎炎(増殖性腎炎、膜性腎炎、IgA腎症等) ●腎不全 ●ネフローゼ症候群 ●人工透析治療を要するその他の腎臓疾患
その他	●正常圧水頭症 ●好酸球性筋膜炎 ●糖尿病(インシュリン等の注射剤を投与している場合に限り) ●頭部外傷(後遺障害があると診断された場合に限り) ●膠原病(関節リウマチおよびリウマチ性疾患を含みます) ●精神障害(アルツハイマー病や認知症、うつ病等の精神病や神経症、アルコール・薬物依存症を含みます)・知的障害・発達障害(注1) ●厚生労働省指定の公費助成対象の難病(注2)

(注1)具体的には、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF99に規定されたものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によります。
(注2)告知日時点における特定疾患治療研究事業の対象として公費助成の対象となる難病をいい、難病者に対する医療等に関する法律(難病法)において規定する指定難病を含みます。具体的な病名は「難病情報センター」のホームページ(https://www.nanbyou.or.jp)等でご確認ください。これらの難病と診断された方は、都道府県への申請により医療受給者証の交付を受けることができますが、交付を受けていなくても告知の対象となりますので、ご注意ください。

回答欄記入例 回答が「いいえ」の場合、記入例のとおり回答を記入いただき、「告知者ご署名欄」に告知日を記入のうえ、署名してください。

被保険者ご本人用(質問1、2、3)

回答を記入してください。

告知日を記入のうえ、署名してください。

健康状態告知書質問事項回答欄(被保険者ご本人用)(注7)

質問1	質問2	質問3	本人介護一時金	過去の健康状態告知書
LKA	LKN	LKV	500	相生 一郎
LKA	LKN	LKV	507	相生 一郎

告知日 LWS 告知日 令和 年 月 日 相生 一郎

疾病に関する補償が「がん補償」のみの方は質問2のみご回答ください。

「本人介護一時金」にご加入の方は質問3をご回答ください。

再告知のうえ、特定疾病等を補償対象外とする条件を削除する場合、疾病コード、疾病・症状名を二重線で削除し、訂正署名または訂正印をしてください。

親介護一時金・休業(質問)

親介護一時金は特約被保険者、親介護休業補償は介護対象者の氏名をカネで記入してください。

加入される特約を選び○をしてください。※プランにより加入できる特約が異なりますのでご注意ください。

被保険者ご本人から見た特約被保険者・介護対象者との関係に○をしてください。

特約区分	特約被保険者	介護対象者の氏名	介護対象者の生年月日	介護対象者の性別	介護一時金	親介護休業補償	告知者ご署名欄
特約区分	アイイ タロウ	アイイ タロウ	昭和 年 月 日	男	○	○	相生 一郎
特約区分	アイイ ハナコ	アイイ ハナコ	昭和 年 月 日	女	○	○	相生 一郎

被保険者ご本人が回答を記入してください。

健康状態について、特約被保険者・介護対象者へのご説明と回答受領にあたり実際に取られた確認方法を1つ選び○をしてください。

回答を記入した被保険者ご本人が署名、告知日を記入してください。

令和5年9月30日以前始期契約に加入された方で、「特定疾病等対象外欄」にコード等の記載がある方へ

令和5年9月30日以前始期契約に加入し、保険申込書または加入申込票の「特定疾病等対象外欄」にコード等が印字されている場合の補償対象外となる疾病の範囲は下表のとおりです。

1. 「疾病コード」欄に下記の「A1」～「Y5」のコードが印字されている場合 下表のコードの横に★が記載された項目は、該当のコードに属する病気・症状の他、その分類に関わるあらゆる病気・症状が補償対象外となっています。

A1 A2	脳・循環器系の疾病	●脳卒中(脳出血、くも膜下出血、脳こうそく、脳血栓、脳塞栓、一過性脳虚血発作(TIA)など) ●脳腫瘍 ●狭心症 ●動脈硬化症 ●心臓弁膜症 ●動脈狭窄症 ●心筋症 ●動脈瘤 ●心不全 ●心筋こうそく ●高血圧症 (医師の治療を受けている場合、または治療を受けていない場合でも最低血圧110ミリ以上の場合) ●高脂血症・脂質異常症(高コレステロール血症を含みます) ●不整脈(心房・心室細動、心房頻拍、脚ブロックなど) ●先天性心疾患(心房・心室中隔欠損症、動脈管開存症、大動脈縮窄症、ファロー四徴症など)	F4	腎臓・泌尿器	●慢性腎炎 ●腎不全 ●急性腎炎 ●腎うた ●ネフローゼ ●腎臓のがん ●腎臓・膀胱・尿路などの結石
A3	脳・循環器系の疾病	●脳卒中(脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、脳血栓、脳塞栓) ●脳腫瘍 ●心筋梗塞 ●狭心症 ●動脈硬化症 ●心臓弁膜症 ●心筋症 ●心不全 ●動脈瘤 ●先天性心疾患 ●高血圧症 ●不整脈	F5 ★	腎臓・泌尿器系	●慢性腎不全 ●ネフローゼ ●腎性高血圧症 ●腎臓結石 ●尿路結石 ●尿管結石 ●膀胱結石 ●急性腎炎 ●慢性腎炎 ●尿毒症 ●のう胞腎 ●腎結核 ●腎うた ●膀胱炎 ●尿道炎 ●前立腺炎 ●前立腺肥大症
A4	循環器	●脳卒中 ●脳出血 ●脳梗塞 ●脳軟化 ●心臓弁膜症 ●心筋梗塞 ●狭心症 ●脳血栓 ●動脈硬化症 ●動脈閉塞症 ●高血圧症	F6	腎臓・泌尿器の病気	●腎臓・泌尿器のがん ●腎不全 ●尿毒症 ●慢性腎炎 ●ネフローゼ ●腎炎 ●腎うた ●膀胱炎 ●腎臓・膀胱・尿路の結石
A5 ★	循環器系・神経系	●脳卒中(脳出血、脳血栓、くも膜下出血、脳こうそく、脳塞栓、失語症) ●心筋こうそく ●心臓弁膜症 ●心筋症 ●心不全 ●狭心症 ●先天性心臓病 ●心室細動 ●冠不全 ●動脈硬化症 ●脳炎 ●脳膜炎 ●髄膜炎 ●不整脈 ●動脈瘤 ●高血圧症(最高血圧160mmHg以上または最低血圧95mmHg以上) ●低血圧症(最高血圧100mmHg未満)	G5 ★	内分泌・代謝系	●糖尿病 ●甲状腺の病気
A6	循環器の病気	●脳卒中 ●脳軟化 ●脳出血 ●くも膜下出血 ●脳血栓 ●脳塞栓 ●心筋こうそく ●狭心症 ●心臓弁膜症 ●心不全 ●心筋炎 ●高血圧症 ●低血圧症 ●動脈硬化症	H1 H2	婦人科系の疾病	●子宮がん ●卵巣がん ●子宮筋腫 ●子宮内膜症 ●子宮腺筋症 ●子宮頸部異形成 ●卵巣のう腫
C1 C2	消化器系の疾病	●胃・腸のがん ●食道がん ●かいよう性大腸炎 ●クローン病 ●胃・腸のかいようまたはポリープ	H3	乳房・子宮・卵巣の疾病	●子宮がん ●乳がん ●卵巣がん ●子宮筋腫 ●子宮内膜症 ●卵巣のう腫 ●乳腺症
C3	消化器系の疾病	●胃・腸のがん ●腹膜炎 ●食道がん ●胃腸炎 ●かいよう性大腸炎 ●大腸炎 ●クローン病 ●胃・腸のかいようまたはポリープ	H4	婦人病	●子宮がん ●子宮筋腫
C4	胃腸	●胃や腸のがん ●食道がん ●胃や腸のかいようまたはポリープ ●腹膜炎	H5 ★	婦人科系	●子宮筋腫 ●子宮内膜症 ●子宮腺筋症 ●子宮頸管炎 ●子宮付属器炎 ●卵巣のう腫
C5 ★	消化管系	●かいよう性大腸炎 ●クローン病 ●胃腸炎 ●胃かいよう ●大腸炎 ●腸閉塞(イレウス) ●腹膜炎 ●腸のかいよう ●食道狭窄 ●十二指腸かいよう	J5 ★	眼科系	●白内障 ●緑内障 ●網膜、角膜の病気
C6	胃腸管関係の病気	●胃腸のがん ●食道がん ●慢性胃腸炎 ●腸閉塞 ●腸管癒着症 ●慢性虫垂炎 ●腹膜炎 ●胃腸のポリープ ●胃腸のかいよう ●幽門狭窄 ●食道狭窄	M2	肝臓系の疾病 胆のう・すい臓系の疾病	●肝臓のがん ●肝硬変 ●慢性肝炎 ●B型肝炎 ●C型肝炎 ●急性肝炎 ●肝肥大 ●黄疸 ●胆のう・すい臓のがん ●すい炎 ●胆のうポリープ ●胆のう炎 ●胆石(症) ●胆管結石
D1	肝臓系の疾病	●肝臓のがん ●肝硬変 ●慢性肝炎 ●B型肝炎 ●C型肝炎 ●急性肝炎 ●肝肥大 ●黄疸	M3	肝臓、胆のう・すい臓の疾病	●肝臓・胆のう・すい臓のがん ●肝硬変 ●B型肝炎 ●C型肝炎 ●慢性肝炎 ●急性肝炎 ●すい炎 ●胆石(症) ●胆のう炎 ●肝肥大 ●黄疸
D5 ★	肝臓系	●食道静脈瘤 ●肝硬変 ●慢性肝炎 ●B型肝炎 ●C型肝炎 ●急性肝炎 ●A型肝炎 ●肝機能障害 ●黄だん	M4	肝臓、胆のう・すい臓	●肝臓・胆のう・すい臓のがん ●肝硬変 ●胆石 ●肝炎 ●肝肥大 ●胆のう炎 ●すい臓炎
E1	胆のう・すい臓系の疾病	●胆のう・すい臓のがん ●すい炎 ●胆のうポリープ ●胆のう炎 ●胆石(症) ●胆管結石	M6	肝臓、胆のう・すい臓の病気	●肝臓・胆のう・すい臓のがん ●肝硬変 ●肝炎 ●肝肥大 ●黄だん ●胆のう炎 ●胆石 ●すい臓炎
E5 ★	胆のう・すい臓系	●胆石 ●胆のう炎 ●すい炎	X1 X2	呼吸器系の疾病	●肺がん ●咽頭がん ●結核 ●肺炎腫 ●間質性肺炎 ●肺線維症 ●気管支ぜん息 ●肺炎 ●じん肺 ●けい肺 ●肺のう胞 ●自然気胸 ●慢性気管支炎 ●気管支拡張症 ●胸膜炎(肋膜炎)
F1 F2	腎臓・泌尿器系の疾病	●腎臓・膀胱・前立腺のがん ●慢性腎不全 ●慢性腎炎 ●ネフローゼ ●のう胞腎 ●尿毒症 ●急性腎不全 ●急性腎炎 ●腎うた ●腎臓・膀胱・尿路などの結石 ●前立腺肥大症	X3	呼吸器系の疾病	●肺がん ●間質性肺炎 ●気管支ぜん息 ●肋膜炎 ●結核 ●肺のう胞 ●肺線維症 ●塵肺 ●慢性気管支炎 ●気管支拡張症 ●自然気胸 ●珪肺 ●咽頭がん ●肺炎 ●肺炎腫
F3	腎臓・泌尿器の疾病	●腎臓・膀胱・前立腺のがん ●慢性腎炎 ●急性腎炎 ●ネフローゼ ●慢性腎不全 ●尿毒症 ●のう胞腎 ●腎うた ●腎臓・膀胱・尿路などの結石	X4	肺・気管支	●結核 ●肋膜炎 ●肺がん ●慢性気管支炎 ●ぜんそく ●肺炎腫
			X5 ★	呼吸器系	●肺性心 ●気管支拡張症 ●慢性気管支炎 ●間質性肺炎 ●肺結核 ●自然気胸 ●けい肺 ●膿胸 ●肺炎腫 ●肺炎 ●じん肺 ●肺梗塞 ●肺のう胞 ●ぜんそく ●肺化膿症(肺膿瘍) ●胸膜炎(肋膜炎)
			X6	呼吸器の病気	●肺がん ●ぜんそく ●結核 ●肋膜炎 ●肺炎腫 ●慢性気管支炎 ●気管支拡張症 ●肺化膿症 ●肺炎
			Y1	骨・筋肉の疾病	●リウマチ(関節リウマチ、リウマチ熱、リウマチ性心疾患) ●脊椎カリエス ●後縦靭帯骨化症 ●筋ジストロフィー症 ●重症筋無力症 ●関節炎 ●骨髄炎 ●神経痛 ●頸肩腕症候群
			Y5 ★	骨・筋肉	

2. 「疾病コード」欄に下記の「62」～「99」、「R0」のコードが印字されている場合 該当の病気・症状(コード番号)が補償対象外となっています。

コード番号					
62: 乳腺症	63: 異常妊娠・帝王切開・鉗子分娩・その他の異常分娩	64: 妊娠・分娩に伴う病気・症状(帝王切開を含みます)	67: 白内障	68: 緑内障	69: 椎間板ヘルニア
70: 腰痛症(ぎっくり腰など)	71: 椎間板ヘルニア・腰痛(ぎっくり腰を含みます)	72: 頸椎捻挫(むちうち症)	74: 神経痛	75: 関節リウマチ	77: 慢性副鼻腔炎(蓄膿症)・慢性中耳炎
78: メニエール病・めまい	79: メニエール病	80: 梅毒などの性病	81: 梅毒・淋病	82: 自律神経失調症	83: 悪性貧血
84: 痔・脱肛	86: 高脂血症	87: 痛風	88: てんかん	89: 貧血症	90: (「疾病・症状名」欄に記載 R0: された病気・症状)
91: 痔疾	92: 蓄膿症	93: 中耳炎	94: 骨髄炎	95: パセドウ病	96: 頭部外傷による後遺症
97: 腸閉塞	98: 職業病	99: 補償開始日から1年以内に発病した妊娠・分娩に伴う病気・症状			

3. 「疾病・症状名」欄に疾病名が印字されている場合

印字された病気・症状が補償対象外となっています。

(例)

過去の健康状態告知内容
特定疾病等対象外欄(再告知の場合要削除)
疾病コード
R0
疾病・症状名 カナ
コウジョウセンキンノウテイカショウ

お支払いする保険金および費用保険金のご説明【団体総合生活補償保険】 <MS&AD型>

団体総合生活補償保険の普通保険約款、主な特約の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。詳しくは、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご参照ください。

ケガに関する補償

■被保険者の範囲

ケガに関する補償の被保険者は、加入者証に被保険者として記載された方となります。

■傷害補償(MS&AD型)特約の補償内容

1. 被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によって被った傷害（「ケガ」といいます）に対して保険金をお支払いします。

※ ケガには、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状を含みます。

2. 傷害補償(MS&AD型)特約の補償内容は次のとおりです。

(注) 既に存在していた身体の障害または病気の影響などによりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。

(注) 「保険金をお支払いする場合」において、治療とは医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

(注) 「保険金をお支払いできない主な場合」において、「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
傷害死亡保険金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 ※ 保険期間中に、既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合、傷害死亡・後遺障害保険金額からその額を差し引いてお支払いします。	(1) 次のいずれかによるケガについては、保険金をお支払いできません。 ① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③ 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間 イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間 ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間 ④ 被保険者の脳疾患、病気または心神喪失 ⑤ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産 ⑥ 保険金をお支払いすべきケガの治療以外の被保険者に対する外科的手術その他の医療処置 ⑦ 被保険者に対する刑の執行 ⑧ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1 ⑨ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑩ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑪ 上記⑩以外の放射線照射または放射能汚染 など (2) 次のいずれかの場合についても保険金をお支払いできません。 ① むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※2 ② 細菌性食中毒・ウイルス性食中毒 ※1 テロ行為によって発生したケガに関しては自動車セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 ※2 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
傷害後遺障害保険金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合 ※ 事故の発生の日からその日を含めて180日を超えて治療中である場合は、181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定します。	傷害死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合(4%~100%) ※ 保険期間を通じ、合算して傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	(3) 次のいずれかによって発生したケガについては、保険金をお支払いできません。 ① 被保険者がテストライダー、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、プロボクサー、プロレスラー等やその他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業に従事している間の事故 ② 被保険者が次のいずれかに該当する間の事故 ア. 乗用具(*1)を用いて競技等(*2)をしている間(ウ. に該当しない「自動車等を用いて道路上で競技等(*2)をしている間」を除きます) イ. 乗用具(*1)を用いて競技等(*2)を行うことを目的とする場所において、競技等(*2)に準ずる方法・態様により、乗用具(*1)を

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
			<p>使用している間（ウ．に該当しない「道路上で競技等（*2）に準ずる方法・態様により、自動車等を使用している間」を除きます）</p> <p>ウ．法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等（*2）をしている間または競技等（*2）に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間</p> <p>③被保険者が山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます）をいい、登る壁の高さが5m以下のボルダリングは含みません）、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故</p> <p style="text-align: right;">など</p> <p>（*1）乗用具とは、自動車等またはモーターボート等をいいます。</p> <p>（*2）競技等とは、競技、競争、興行（これらのための練習を含みます）または試運転（性能試験を目的とする運転または操縦）をいいます。</p>

■要介護状態に関する特約の補償内容

1. 被保険者が要介護状態となった場合に保険金をお支払いします。

※要介護状態とは、被保険者が次のいずれかに該当する状態をいいます。

①公的介護保険制度の第1号被保険者（*1）である場合	公的介護保険制度に基づく要介護状態区分が「3」以上（*3）の状態
②公的介護保険制度の第2号被保険者（*2）である場合	公的介護保険制度に基づく要介護状態区分が「3」以上（*3）の状態。ただし、介護が必要な状態となった原因が、公的介護保険制度の要介護認定等の対象となる特定疾病（*4）に該当しない場合は、寝たきりにより介護が必要な状態または認知症により介護が必要な状態とします。
③公的介護保険制度の被保険者でない場合	寝たきりにより介護が必要な状態または認知症により介護が必要な状態

（*1）第1号被保険者とは、介護保険法第9条第1号に規定する65才以上の方をいいます。

（*2）第2号被保険者とは、介護保険法第9条第2号に規定する40才以上65才未満の方をいいます。

（*3）要介護状態区分が「3」以上は、「要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約（介護一時金支払特約用）」をセットした場合、要介護状態区分「2」以上となります。

（*4）特定疾病とは、介護保険法第7条第3項第2号に定める特定疾病をいい、2023年1月現在では、次の病気をいいます。

がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したもの）、関節リウマチ、筋萎縮性側索硬化症、後縦靭帯骨化症、骨折を伴う骨粗鬆症、初老期における認知症（脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能およびその他の認知機能が低下した状態をいいます）、進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病、脊髄小脳変性症、脊柱管狭窄症、早老症、多系統萎縮症、糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症、糖尿病性網膜症、脳血管疾患、閉塞性動脈硬化症、慢性閉塞性肺疾患、両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

2. 介護一時金支払特約の被保険者は、加入者証に被保険者として記載された方となります。親介護一時金支払特約の被保険者は、その特約の被保険者として加入者証に記載された方となります。

（注）保険金支払対象外となる事由の影響などによって、要介護状態の程度が大きくなった場合は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

（注）「保険金をお支払いできない主な場合」において、「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
介護一時金支払特約	介護一時金	<p>被保険者が要介護状態となり、その要介護状態が要介護状態開始日からその日を含めて保険証券記載のフランチヤイズ期間を超えて継続した場合</p> <p>※ 要介護状態開始日とは、次のいずれか早い日をいいます。</p> <p>①被保険者が要介護状態であることを医師が診断した日</p> <p>②被保険者に対し、公的介護保険制度の要介護認定等（要介護状態区分「3」以上（*））の効力が生じた日</p> <p>（*）要介護状態区分「3」以上は、「要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約（介護一時金支払特約用）」をセットした場合は、要介護状態区分「2」以上となります。</p>	<p style="text-align: center;">介護一時金額の全額</p> <p>※ この特約に基づく保険金をお支払いした場合、この特約は失効します。</p>	<p>（1）保険期間の開始時（継続契約の場合は継続されてきた最初の保険期間の開始時）より前に要介護状態の原因となる事由が発生していた場合は、保険金をお支払いできません。</p> <p>※1</p> <p>（2）次のいずれかによって発生した要介護状態に対しては保険金をお支払いできません。</p> <p>①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失</p> <p>②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為</p> <p>③戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※2</p> <p>④地震もしくは噴火またはこれらによる津波</p> <p>⑤核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故</p> <p>⑥上記⑤以外の放射線照射または放射能汚染</p> <p>⑦むちうち症・腰痛等で医学的他覚所</p>

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
				<p>見のないもの※3</p> <p>⑧治療を目的として医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用</p> <p>⑨治療を目的として医師が薬物を使用した場合以外における被保険者のアルコール依存、薬物依存または薬物乱用</p> <p>⑩被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故</p> <p>ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間</p> <p>イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間</p> <p>(3)被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金受取人が治療をさせなかったことにより、要介護状態となった場合や要介護状態が保険証券記載のフランチイズ期間を超えて継続した場合は、保険金をお支払いできません。 など</p> <p>※1 被保険者が要介護状態の原因となる事由が発生した時が、その要介護状態の要介護状態開始日から保険契約の継続する期間を遡及して365日以前である場合は、その要介護状態の原因となった事由は、保険期間の開始時以降に発生したものであるものとして保険金お支払いの対象となります。</p> <p>※2 テロ行為によって発生した要介護状態に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。</p> <p>※3 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。</p>
親介護一時金支払特約	親介護一時金	<p>被保険者が要介護状態となり、その要介護状態が要介護状態開始日からその日を含めて保険証券記載のフランチイズ期間を超えて継続した場合</p> <p>※ 要介護状態開始日とは、次のいずれか早い日をいいます。</p> <p>①被保険者が要介護状態であることを医師が診断した日</p> <p>②被保険者に対し、公的介護保険制度の要介護認定等（要介護状態区分「3」以上(*)）の効力が生じた日</p> <p>(*) 要介護状態区分「3」以上は、「要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約（介護一時金支払特約用）」をセットした場合は、要介護状態区分「2」以上となります。</p>	<p>親介護一時金額の全額</p> <p>※ この特約に基づく保険金をお支払いした場合、その被保険者についてこの特約は失効します。</p>	<p>上記の介護一時金支払特約の「保険金をお支払いできない主な場合」(1)、(2)および(3)に該当する場合は、保険金をお支払いできません。</p>

- ご加入に際して保険商品の内容をご理解いただくための事項をこの「契約概要のご説明」に記載しています。ご加入前に必ずお読みになり、お申込みくださいますようお願いいたします。
- この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細はパンフレット、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）または保険証券（注）などをご確認ください。また、ご不明な点につきましては、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。
(注) ご契約のしおり（普通保険約款・特約）、保険証券は保険契約者に交付されます。
- 申込人と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。

1 商品の仕組み

(1) 商品の仕組み

団体総合生活補償保険は、次のとおり構成されています。詳細はパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

基本となる補償	基本となる特約	補償の概要
ケガの補償	傷害補償(MS&AD型)特約	被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によってケガを被った場合に保険金をお支払いします。

(2) 被保険者の範囲

- ①ご契約内容により被保険者となれる方が限定されている場合があります。また、特約によりご加入できる被保険者の年齢が決まっているものがあります。詳細はパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。
- ②基本となる補償の被保険者の範囲は、被保険者本人のみです。
- ③上記以外でも特約により被保険者の範囲が決まっているものがあります。詳細はパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

2 基本となる補償等

(1) 保険金をお支払いする場合

「保険金をお支払いする場合」についての詳細は、パンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

(2) 保険金をお支払いできない主な場合

基本となる補償の保険金をお支払いできない主な場合は次のとおりです。また、セットする特約によりお支払いできない主な場合が異なります。詳細はパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

(注) 「保険金をお支払いできない主な場合」において、自動車等とは、自動車または原動機付自転車をいいます。

補償の種類	保険金をお支払いできない主な場合
ケガの補償	<ul style="list-style-type: none">●脳疾患、病気、心神喪失によるケガ●自動車等の無資格運転中、酒気帯び運転中、麻薬等を使用しての運転中のケガ●むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの（注）●細菌性食中毒・ウイルス性食中毒●地震、噴火またはこれらによる津波によるケガ など

(注) 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

(3) セットできる主な特約とその概要

ご希望によりセットできる主な特約の詳細は、パンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

(4) 保険金額の設定

保険金額の設定については、次の点にご注意ください。また、お客さまの保険金額については、パンフレット、加入申込票等をご確認ください。

○保険金額・日額は、被保険者の年齢・収入・高額療養費制度等の公的保険制度（注）などを踏まえて設定してください。

(注) 公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ (<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>) 等をご確認ください。

(5) 保険期間

お客さまの保険期間は、2024年3月1日から1年間です。保険期間の中途にご加入いただく場合は、兵庫県学校厚生会で受けた月の翌1日から2025年3月1日となります。

3 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み

保険料は、保険金額、年齢および保険期間等により決まります。実際に払い込んでいただく保険料は、パンフレット、加入申込票等をご確認ください。

(2) 保険料の払込方法

お客さまの保険料の払込方法等については、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

4 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5 解約と解約返れい金

ご契約を解約する場合は、保険契約者を通じ、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。なお、解約に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還する場合があります。詳細は保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

- ご加入に際して申込人・被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報のご説明」に記載しています。ご加入前に必ずお読みになり、お申込みくださいますようお願いいたします。
- この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細はパンフレット、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）または保険証券（注）などをご確認ください。また、ご不明な点につきましては、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。
(注) ご契約のしおり（普通保険約款・特約）、保険証券は保険契約者に交付されます。
- 申込人と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。

1告知義務（ご加入時にお申出いただく事項）

- (1) 申込人または被保険者には、告知義務があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことであります。
- (2) 告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことであります。この項目について故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります（注）。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。
(注) 次において、[1]に該当したときは、ご契約を解除することがあります。

告知事項

[1] すべてのご契約

同じ被保険者について身体のケガまたは病気に対して保険金が支払われる他の保険契約等（注）の有無

(注) タフ・ケガの保険、学生・子ども総合保険、タフ・ケガの保険〔積立タイプ〕等をいい、団体契約、生命保険、共済契約を含みます。

[2] 「介護一時金支払特約」「親介護一時金支払特約」をセットした場合

被保険者の生年月日、年令、健康状態告知。

ご注意

- 健康状態告知は、健康状態告知書質問事項をよくお読みのうえ、回答を「健康状態告知書質問事項回答欄」に正しくご記入ください。その際、必ず被保険者本人が回答内容について事実と相違ないことを確認のうえ、ご署名ください。また、回答内容により、ご契約をお引受けできない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 継続契約については、補償内容が拡大しない契約内容で継続する場合は告知事項とはなりません。
- 「親介護一時金支払特約」をセットする場合の健康状態告知の回答にあたっては、被保険者本人が必ず特約被保険者の方に健康状態に関する質問事項と「健康状態告知についてのご案内」に記載された事項をすべて説明し、回答内容をそのままご記入ください。
※「親介護一時金支払特約」は、被保険者本人が特約被保険者を代理して回答ください。
- 「健康状態告知についてのご案内」にも注意事項を記載していますので、あわせてご確認ください。
- 健康状態告知について、保険契約者または被保険者の故意または重大な過失により、回答がなかった場合や回答内容が事実と異なる場合には、保険期間の開始時（*）から1年以内であれば、ご契約を解除することがあります。また、保険契約の開始時（*）から1年を経過していても、回答がなかった事実または回答内容と異なる事実に基づく保険金支払事由が、保険期間の開始時（*）から1年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。
(*) 継続加入の場合は、継続されてきた最初の保険期間の開始時となります。

2クーリングオフ説明書（ご契約のお申込みの撤回等）

この保険は、ご契約のお申込みの撤回または解除（クーリングオフ）はできません。

3傷害死亡保険金受取人

- ①被保険者本人の傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合、傷害死亡保険金は、被保険者本人の法定相続人にお支払いします。
- ②被保険者本人の傷害死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合または変更する場合には、必ず被保険者本人の同意を得てください。なお、同意のないままご加入された場合、保険契約は無効となります。

4現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約

- (1) 現在のご契約について解約、減額などをする場合の不利益事項
多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込み保険料の合計額よりも少ない金額となります。
- (2) 新たなご契約（団体総合生活補償保険）の申込みをする場合のご注意事項
 - ①被保険者の健康状態などにより、新たなご契約をお引受けできない場合があります。
 - ②次の病気等に対しては、保険金をお支払いできないことがあります。

介護一時金支払特約

親介護一時金支払特約

新たなご契約の保険期間の開始日より前に発生した病気等を原因とする要介護状態

- ③新たなご契約の始期日における被保険者の年令により計算した保険料（注）を適用し、新たなご契約の普通保険約款・特約を適用します。そのため、新たなご契約の商品内容が、現在のご契約と異なることがあります。
(注) 保険料の改定により、同じ年令でも保険料が異なることがあります。

5通知義務等（ご加入後にご連絡いただく事項）

ご加入後、特約の追加など、加入条件を変更する場合は、ご契約の内容の変更等が必要となります。ただちに取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。

6補償の開始・終了時期

- ①補償の開始：始期日の午後4時
- ②補償の終了：満期日の午後4時

7保険金をお支払いできない主な場合

「契約概要のご説明」**2基本となる補償等**（2）保険金をお支払いできない主な場合をご確認ください。

8保険料の払込猶予期間等の取扱い

分割払でご加入の場合、引受保険会社が傷害死亡保険金をお支払いすべき事故が発生したときには、未払込分の保険料を請求することがあります。

9解約と解約返れい金

ご契約を解約する場合には、保険契約者を通じ、取扱代理店または引受保険会社までお申出ください。

- ご契約の解約に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- 始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。

10 被保険者からの解約

被保険者が保険契約者以外の方で、次の①から⑥のいずれかに該当する場合は、その被保険者は、保険契約者にご契約の解約を求めることができます。この場合、保険契約者は、引受保険会社に対する通知をもって、ご契約を解約しなければなりません。

【被保険者が解約を求めることができる場合】

- ①この保険契約の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
- ②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次に該当する行為のいずれかがあった場合
 - ・引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等が発生させ、または発生させようとした場合
 - ・この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとした場合
- ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当する場合
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
- ⑤保険契約者または保険金を受け取るべき方が、上記②から④までの場合と同程度にその被保険者のこれらの方に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生させた場合
- ⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了などにより、この保険契約の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

※1 上記①に該当する場合は、その被保険者は、引受保険会社に対する通知をもって、保険契約を解約することができます。その際は本人であることを証明する資料等を提出してください。

※2 解約する範囲はその被保険者にかかる部分に限ります。

11 保険会社破綻時の取扱い

損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等は次のとおり補償されます。

補償内容	ケガの補償	
	保険金支払い	解約返れい金
補償割合	80% (注)	80%

(注) 破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した保険事故による保険金は100%補償されます。

※上記以外の保険金、解約返れい金等の補償割合については、引受保険会社または取扱代理店までお問合わせください。

13 個人情報の取扱いについて

本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申込みください。

【個人情報の取扱いについて】

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社（海外にあるものを含む）が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則（第53条の10）により、利用目的が限定されています。

詳細については、あいおいニッセイ同和損害保険（株）のホームページ（<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>）をご覧ください。

＜その他ご注意いただきたいこと＞

■危険を有する職業に変更した場合のご注意

被保険者がテストライダー、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、プロボクサー、プロレスラー等の職業に変更した場合は、その職業に従事するケガについては保険金をお支払いできません。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

■ご契約内容および事故報告内容の確認について

損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適切かつ迅速・確実なお支払いを確保するため、契約締結および事故発生の際、同一被保険者または同一事故にかかるとご契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っています。確認内容は、上記目的以外には用いませぬ。ご不明の点は、引受保険会社までお問合わせください。

※具体的には、損害保険の種類、保険契約者名、被保険者名、保険金額、被保険者同意の有無、取扱損害保険会社等の項目について確認を行っています。

■無効・取消し・失効について

(1) 次のいずれかの場合は、この保険契約は無効となります。①は、既に払い込んだ保険料は返還できません。②は、保険料の全額を返還します。

①保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約を締結した場合

②被保険者本人の法定相続人以外の方を傷害死亡保険金受取人とする場合に、保険契約者以外の方を被保険者本人とする保険契約について、その被保険者本人の同意を得なかった場合

(2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって契約を締結した場合は、この保険契約は取消しとなることがあります。この場合、既に払い込んだ保険料は返還できません。

(3) 被保険者が死亡（注1）した場合は、この保険契約は失効となります。この場合、既に払い込んだ保険料は普通保険約款・特約に定める規定により返還します。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。（注2）

（注1）傷害死亡保険金をお支払いするケガにより被保険者が死亡した場合は、傷害保険金部分の保険料は返還できません。

（注2）上記以外にも保険金をお支払いした場合等に失効となる特約があります。詳細は、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

■重大事由による解除

次のことがある場合には、ご契約または特約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ・損害または事故等が発生させ、または発生させようとしたこと。

②被保険者または保険金を受け取るべき方が保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。

④複数の保険契約に加入することで被保険者の保険金額等の合計額が著しく過大となる場合

⑤上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生させたこと。

■税法上の取扱い（2023年10月現在）

保険料負担者が個人の場合、払い込んだ保険料のうち、ご加入内容により所定の金額について、税法上の生命保険料控除の対象となります。
 ※上記「税法上の取扱い」は、今後の税制改正により変更となる場合がありますので、ご注意ください。

■請求権等の代位について

所得補償保険金等について、損害が発生したことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合に、引受保険会社はその損害に対して保険金をお支払いしたときは、その債権は引受保険会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

- (1) 引受保険会社が損害の全額を保険金としてお支払いした場合：被保険者が取得した債権の全額
- (2) 上記（1）以外の場合：被保険者が取得した債権の額から、保険金をお支払いしていない損害の額を差し引いた額

（注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。
 ※1 所得補償保険金のお支払いの前に、被保険者が第三者から損害賠償を受け、その損害賠償に所得補償保険金に相当する額が含まれている場合は、引受保険会社はその額を差し引いた損害の額に対して所得補償保険金をお支払いします。
 ※2 上記以外の保険金についても請求権等の代位に関して規定されている場合があります。詳細はご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

■事故が起きた場合

1 事故が起きた場合

- (1) 事故が起きた場合、30日以内に取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- (2) 他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申出ください。

2 保険金の支払請求時に必要となる書類等

被保険者または保険金を受け取るべき方は、<別表「保険金請求書類」>のうち引受保険会社が求める書類を提出する必要があります。なお、必要に応じて<別表「保険金請求書類」>以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

3 保険金のお支払時期

引受保険会社は被保険者または保険金を受け取るべき方より保険金請求書類の提出を受けた後その日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要となる事項の確認を終えて、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査が必要な場合には、引受保険会社は普通保険約款・特約に定める期日までに保険金をお支払いします。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

4 保険金の代理請求

被保険者に保険金を請求できない次のような事情がある場合に、下記【被保険者の代理人となりうる方】が被保険者の代理人として保険金を請求することができる制度（「代理請求制度」といいます）があります（被保険者に法定代理人がいる場合や第三者に保険金の請求を委任している場合は、この制度は利用できません）。

- 保険金等の請求を行う意思表示が困難であると引受保険会社が認めた場合
- 引受保険会社が認める傷病名等の告知を受けていない場合 など

【被保険者の代理人となりうる方】

- ①被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
- ②上記①の方がいない場合や、上記①の方が保険金を請求できない事情がある場合には、その被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③上記①および②の方がいない場合や、上記①および②の方に保険金を請求できない事情がある場合には、上記①以外の配偶者（注）または上記②以外の3親等内の親族

（注）法律上の配偶者に限ります。

万一、被保険者が保険金を請求できない場合に備えて、上記に該当する方々にご契約の存在や代理請求制度の概要等をお知らせくださるようお願いいたします。被保険者の代理人からの保険金の請求に対して引受保険会社が保険金をお支払いした後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、引受保険会社は保険金をお支払いできません。

5 保険金請求権の時効

保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。保険金請求権が発生する時期等、詳細はご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

<別表「保険金請求書類」>

(1)	保険金請求書（個人情報の取扱いに関する同意を含みます）	
(2)	引受保険会社の定める傷害（疾病・損害など）状況報告書 ※事故日時、発生場所、原因等を申告する書類をいいます。また、事故状況を確認するためにこの報告書の他、(5)～(6)に掲げる書類も必要な場合があります。	
(3)	被保険者であることを確認する書類	
	書類の例	・家族関係の証明書類（住民票、戸籍謄本） など
(4)	保険金の請求権をもつことの確認書類	
	書類の例	・印鑑証明書、資格証明書 ・戸籍謄本 ・委任状 ・未成年者用念書 【質権が設定されている場合】・質権者への支払確認書 ・保険金直接支払指図書 ・債務額現在高通知書 など
(5)	ケガに関する保険金を請求する場合に必要な書類	
	① 保険事故の発生を示す書類	
	書類の例	・公的機関が発行する証明書（事故証明書など） ・死亡診断書または死体検案書 など
	② 保険金支払額の算出に必要な書類	
	書類の例	・引受保険会社の定める診断書 ・領収書 ・後遺障害診断書 ・レントゲン等の検査資料 など
	③ その他の書類	
	書類の例	・運転資格を証する書類（免許証など） ・調査同意書（引受保険会社がケガの状況や程度などの調査を行うために必要な同意書） など
(6)	その他費用に関する保険金を請求する場合に必要な書類	
	① 保険事故の発生を示す書類	
	書類の例	・公的機関が発行する証明書（事故証明書、盗難届証明書など） ・ホールインワン・アルバトロス証明書 ・扶養者などの戸籍謄本 ・損害物の写真 ・要介護状態の内容を証明する医師の診断書および診療報酬明細書または公的介護保険制度の要介護認定等を証明する書類（注） など （注）公的介護保険制度を定める法令の規定による被保険者証、公的介護保険制度の要介護認定等の申請に要した書類の写しおよび被保険者が受領した公的介護保険制度の要介護認定等に関する通知書その他要介護状態区分を証明する書類をいいます。
	② 保険金支払額の算出に必要な書類	
	書類の例	・被害品の価格を証明する書類 ・修理見積書 ・領収書 など
	③ その他の書類	

		書類の例 <ul style="list-style-type: none"> ・他の保険契約等がある場合はその内容がわかるもの ・調査同意書（引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な同意書） 	など
--	--	--	----

＜ご加入いただく内容に関する確認事項(ご意向の確認)＞

この保険商品およびご契約プランは、引受保険会社で把握したお客さま情報およびご意向に基づき提案させていただいております。加入申込票にご記入の内容が、最終的にお客さまのご意向に沿った内容であるか再度ご確認、ご了解のうえご加入ください。また、払い込む保険料が正しいものとなるよう保険料算出に関わる事項などについてもご確認ください。その結果、修正すべき点があった場合は、加入内容を訂正させていただきます。なお、ご不明な点などございましたら保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

●今回お申込みのご契約についてご確認をお願いいたします。

1. 被保険者に関する「氏名」「生年月日」「年令」「性別」（注）について、すべて正しい内容となっていることをご確認ください。

（注）親介護一時金支払特約をセットする場合は特約被保険者の「氏名」「生年月日」「年令」をご確認ください。

2. 「他の保険契約等」「保険金請求歴」について、正しい内容となっていることをご確認ください。

3. 下記項目について、お客さまのご意向どおりとなっていることをご確認ください。

①補償内容（お支払いする保険金、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない場合など）

②保険金額（ご契約金額）（タイプやセット名など）

③被保険者の範囲（ご本人のみの補償など）

※保険期間、保険料に関する事項および契約者配当金制度の有無については「契約概要のご説明」に記載のとおりを設定であることをご確認ください。

4. 補償が重複する可能性のある特約をセットした他のご契約の有無をご確認いただき、特約のセット要否をご確認ください。

●現在ご加入のご契約（満期を迎えるご契約）にご不明な点がある場合には、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお申出ください。

お問い合わせ窓口

保険商品・契約内容に関するお問い合わせ

【取扱代理店】	一般財団法人 兵庫県学校厚生会
【電話番号】	078-331-9317 ※おかけ間違いにご注意ください。

引受保険会社の連絡・相談・苦情窓口

引受保険会社へのご相談・苦情がある場合	事故が起こった場合
<h2 style="margin: 0;">0120-101-060</h2> <p style="margin: 0;">（無料）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●受付時間 平日 9:00～17:00 ●土・日・祝日および年末年始は休業させていただきます。 ●ご加入の団体名（一般財団法人 兵庫県学校厚生会）をお知らせください。「加入者証」等をお持ちの場合、お手元にご用意ください。 ●一部のご用件は営業店等からのご対応となります。 	<p style="margin: 0; font-size: small;">遅滞なくご加入の取扱代理店または下記にご連絡ください。</p> <p style="margin: 0;">あいおいニッセイ同和損保 あんしんサポートセンター</p> <h2 style="margin: 0;">0120-985-024</h2> <p style="margin: 0;">（無料）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●受付時間 24時間 365日 ●おかけ間違いにご注意ください。 ●IP電話からは 0276-90-8852（有料）におかけください。

指定紛争解決機関

引受保険会社との間で問題を解決できない場合

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

【ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)】 **0570-022-808**

- 受付時間[平日 9:15～17:00(土・日・祝日および年末年始を除きます)]
- 電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は利用できません。
- 携帯電話からも利用できます。
- 電話リレーサービス、IP電話からは **03-4332-5241** におかけください。

- おかけ間違いにご注意ください。
- 詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>)

＜引受保険会社＞

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社